

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年3月31日京都市条例第60号）（行
財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 固定資産税及び都市計画税

(1) 令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から令和5年度ま
での各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり
講じることとします。

ア 宅地等（農地以外の土地をいいます。以下同じ。）に係る固定資産税及び都
市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課
税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受け
る宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額
を加算した額（令和3年度分の固定資産税及び都市計画税にあつては、前年度分
の課税標準額）を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」とい
います。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とします。ただし、宅地等のう
ち商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整税額は、当該宅地
等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課
税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該
年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たな
い場合には、当該税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度分の課税標準額の当該年度
の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける
土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいいま
す。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画
税の額については、前年度の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資
産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た
額を課税標準額とした場合の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年
度分の税額が、前年度分の課税標準額に、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分
に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資

産税及び都市計画税にあつては、前年度分の課税標準額)を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。(附則第8条の4,第10条,第15条関係)

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税及び都市計画税にあつては、前年度分の課税標準額)を課税標準額とした場合の税額(以下「市街化区域農地調整税額」といいます。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とします。ただし、令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とします。(附則第12条,第12条の2,第13条,第16条の2関係)

- (2) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式とします。(附則第9条の2及び第14条の2関係)

2 軽自動車税

- (1) 令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率を次のとおりとします。(第69条の3関係)

ア ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（乗用車に限ります。）であって、次のいずれにも該当するもの 100分の1

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」といいます。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（乗用車に限ります。）であって、次のいずれにも該当するもの（アの適用を受けるものを除きます。） 100分の2

(ア) ア(ア) a 又は b に該当すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(2) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率の特例措置の適用の対象を令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得したものとします。（附則第16条の4の6関係）

3 その他

(1) その他必要な規定の整備を行うこととします。

(2) 上記1及び2の改正は令和3年4月1日から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第60号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第69条の3第4項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項中「第451条第1項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と、第2項中「第451条第2項」とあるのは「第451条第4項において読み替えて準用する同条第2項」と読み替えるものとする。

第69条の3に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、法第446条第3項前段に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第1項中「第451条第1項」とあるのは「第451条第5項において読み替えて準用する同条第1項（同項第1号の規定に係る部分に限る。）」と、第2項中「第451条第2項」とあるのは「第451条第5項において読み替えて準用する同条第2項（同項第1号の規定に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

附則第8条の4中「については」の右に「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を加える。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条第1項表以外の部分中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に、「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について京都市市税条例の一部を改正する条例（令和3年3月31日京都市条例第60号）による改正前の京都市市税条例（以下この項において「改正前の条例」という。）附則第12条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る改正前の条例附則第12条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第12条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条中「同条第1項」の右に「（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」を加える。

附則第14条の前の見出し及び同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条の4の6第3項中「同条第4項」の右に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分）

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和2年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用区分）

第3条 改正後の条例第69条の3及び附則第16条の4の6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

（行財政局税務部税制課）